

虎ノ門再開発建物の権利床の入居官署 令和3年度の庁舎等使用調整計画（追加議案）

○中央合同庁舎第5号館

○中央合同庁舎第5号館別館

○中央合同庁舎第4号館

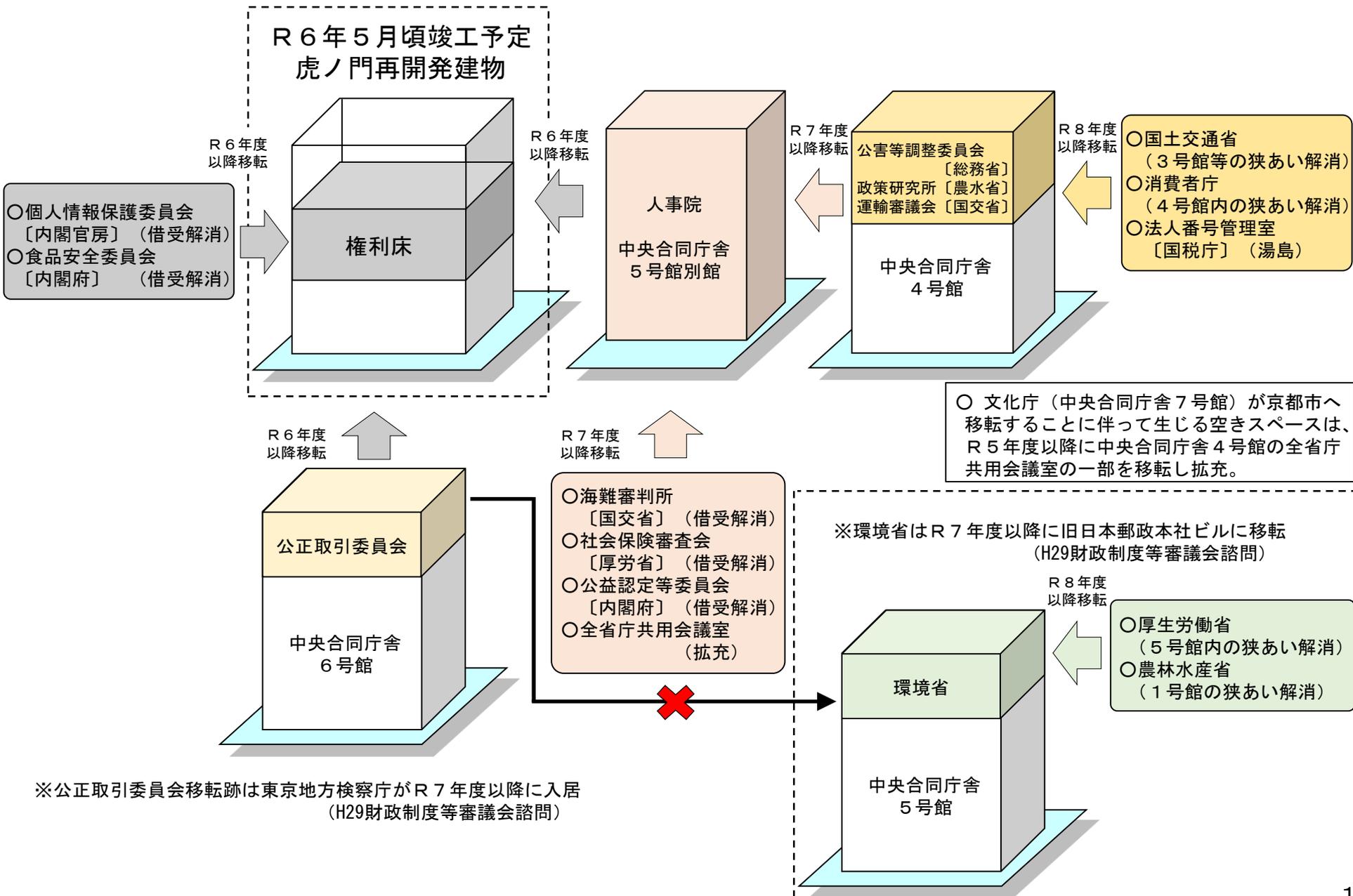
○中央合同庁舎第7号館

○(参考)中央合同庁舎2号館

令和3年12月8日

財務省理財局

虎ノ門再開発建物（権利床）を活用した中央省庁の事務室等の狭あい解消



報告事項：虎ノ門再開発建物の入居官署について

虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業により国が取得する権利床の活用



【虎ノ門再開発建物】

【虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業】

〔敷地面積〕

約22,500㎡

〔延床面積〕

約266,200㎡

〔建築物の階数・高さ〕

業務棟：約180m 地上38階 地下2階

病院棟：約99m 地上19階 地下3階

〔業務棟竣工予定〕

令和6年5月末

〔国が取得する権利床〕

業務棟のうち、9F～15F（約23,200㎡）

※UR都市機構作成(イメージパースについては、計画段階のものであり、変更が生じる可能性がある。)

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
公正取引委員会	約 10,000㎡	移転	令和6年度以降	【移転による中央省庁の狭あい解消】 公正取引委員会と人事院が虎ノ門再開発建物へ移転することに伴って生じる空きスペースを活用して中央省庁の狭あい解消を図るもの。
人事院	約 8,300㎡			【借受解消】 民間倉庫の借受解消により借受料年額約3百万円が縮減されるもの。
個人情報保護委員会	約 2,200㎡			【借受解消】 民間ビルの借受解消により借受料年額約5億円が縮減されるもの。
食品安全委員会	約 1,700㎡			【会議室の確保】
共用会議室	約 1,000㎡	新設		
合計	約 23,200㎡			

中央合同庁舎第5号館の庁舎等使用調整計画の変更

環境省が旧日本郵政本社ビルへ移転することに伴う使用調整計画の変更

【中央合同庁舎第5号館】



〔所在地〕	〔使用官署及び使用の現状〕	
東京都千代田区霞が関1-5	環境省	10,000㎡
〔建物概要〕	厚生労働省	41,000㎡
昭和58年築 外	他3官署	700㎡
地上26階、地下3階	共用部分	50,900㎡
建 6,424㎡／延 102,530㎡	(注) 下線の官署が移転	



旧日本郵政本社ビルに移転

使用調整対象面積
約 10,000㎡

<使用調整の内容>

	入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
変更前	公正取引委員会	約 10,000㎡	移転	令和8年度以降	【狭あい解消】 中央合同庁舎5号館に移転し、拡充するもの。 【借受解消・分散解消】 民間ビルの借受解消を図るもの。
	合計	約 10,000㎡			

	入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
変更後	厚生労働省	約 6,000㎡	拡充	令和8年度以降	【狭あい解消】 厚生労働省（中央合同庁舎5号館）の狭あいを解消するため拡充するもの。
	農林水産省	約 4,000㎡	移転・拡充	令和8年度以降	【狭あい解消】 農林水産省（中央合同庁舎1号館）の狭あいを解消するため一部を移転し、拡充するもの。
	合計	約 10,000㎡			

中央合同庁舎第5号館別館の庁舎等使用調整計画

使用官署（人事院）が虎ノ門再開発建物（権利床）へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用

【中央合同庁舎第5号館別館】



〔所在地〕

東京都千代田区霞が関1-7-1

〔建物概要〕

昭和41年築 外

地上8階、地下2階

建 2,095㎡／延 16,352㎡

〔使用官署及び使用の現状〕

人事院 8,100㎡

全省庁共用会議室 200㎡

共用部分 8,100㎡

（注）下線の官署及び共用部分の一部が使用調整対象

虎ノ門再開発建物に移転

使用調整対象面積
約 8,800㎡

＜使用調整の内容＞

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
農林水産政策研究所	約 3,300㎡	移転	令和7年度以降	【分散解消・移転による中央省庁の狭あい解消等】 農林水産政策研究所が農林水産省（中央合同庁舎1号館）と同じ街区内の庁舎に移転し、分散解消を図るもの。また、農林水産政策研究所等が中央合同庁舎5号館別館へ移転することに伴って生じる空きスペースを活用して中央省庁の狭あい解消等を図るもの。
公害等調整委員会	約 1,400㎡			
運輸審議会	約 500㎡			
公益認定等委員会	約 1,700㎡	借受解消		【借受解消】 民間ビルの借受解消により借受料年額約3億円が縮減されるもの。
社会保険審査会	約 600㎡			
海難審判所	約 600㎡			
共用会議室	約 400㎡	新設		【会議室の確保】
全省庁共用会議室	約 300㎡	拡充	【会議室の確保】 各省庁が共同で利用する会議室を拡充するもの。	
合計	約 8,800㎡			

中央合同庁舎第4号館の庁舎等使用調整計画

使用官署(農林水産政策研究所)が中央合同庁舎5号館別館へ移転すること等に伴って生じる空きスペースの有効活用

【中央合同庁舎第4号館】



〔所在地〕

東京都千代田区霞が関3-2-1 外

〔建物概要〕

昭和46年築 外

地上12階、地下2階

建 7,918㎡／延 61,853㎡

〔使用官署及び使用の現状〕

農林水産政策研究所 3,500㎡

農林水産省 800㎡

公害等調整委員会 1,100㎡

運輸審議会 300㎡

国土交通省(海上保安庁) 5,100㎡

消費者庁 4,100㎡

国税庁 2,000㎡

他5官署 12,500㎡

全省庁共用会議室 900㎡

共用部分 31,600㎡

(注) 下線の官署及び全省庁共用会議室の一部が使用調整対象

中央合同庁舎5号館別館等へ移転

全省庁共用会議室の一部を中央合同庁舎7号館へ移転し拡充

使用調整対象面積
約 6,000㎡

<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
国土交通省	約 4,700㎡	移転・拡充	令和8年度以降	【狭あい解消】 国土交通省(中央合同庁舎3号館等)の狭あいを解消するため一部を移転し、拡充するもの。
消費者庁	約 800㎡	拡充		【狭あい解消】 消費者庁(中央合同庁舎4号館)の狭あいを解消するため拡充するもの。
国税庁	約 400㎡	移転		【分散解消】 中央合同庁舎4号館と湯島地方合同庁舎に法人番号管理室が分散しているため解消するもの。
合計	約 6,000㎡			

中央合同庁舎第7号館の庁舎等使用調整計画

文化庁が京都市へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用

【中央合同庁舎第7号館】

〔所在地〕 東京都千代田区霞が関3-94 外	〔使用官署及び使用の現状〕 文化庁 3,700㎡
〔建物概要〕 平成19年築 外 地上33階、地下2階 外 建 13,279㎡／延 188,013㎡	文部科学省 31,700㎡ 会計検査院 28,700㎡ 金融庁 28,500㎡ 他4官署 6,500㎡ 全省庁共用会議室 1,700㎡ 共用部分 87,200㎡
	(注) 下線の官署が一部移転



京都市に設置される文化庁庁舎に一部移転

使用調整対象面積
約 900㎡



<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
全省庁共用会議室	約 900㎡	拡充	令和5年度以降	【会議室の確保】 各省庁が共同で利用する会議室を拡充するもの。
合計	約 900㎡			

(参考) 中央合同庁舎第2号館

- 中央合同庁舎第2号館について、本年6月に下記の通り使用調整計画を策定。
- 前回分科会時に総務省、内閣官房（デジタル庁）との調整を継続していた部分（約790㎡）については、調整の結果、総務省の狭あい解消に充てることとした。

【前回分科会資料】

中央合同庁舎第2号館の庁舎等使用調整計画

デジタル庁発足（令和3年9月）に伴って生じる中央合同庁舎2号館の空きスペースの有効活用

【中央合同庁舎第2号館】



〔所在地〕 東京都千代田区霞が関2-1-2	〔使用官署及び使用の現状〕 総務省 25,166㎡ 内閣官房 452㎡
〔建物概要〕 平成12年築 外 地上21階、地下4階 外 建 6,288㎡／延 125,778㎡	警察庁 15,760㎡ 国土交通省 13,380㎡ 消防庁 2,257㎡ 他3官署 1,600㎡ 共用部分 67,163㎡



デジタル庁に
一部業務移管

デジタル庁庁舎
（民間ビル）
※令和3年9月～
業務開始

使用調整対象面積
約2,310㎡

<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
総務省	約 330㎡	借受解消	令和3年度中	【借受解消】 民間ビルの借受解消により借受料約2,200万円、光熱費等約1,000万が縮減される。
総務省	約 290㎡	新規設置	令和3年度中	【新たな行政需要への対応】 マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るためのデジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室の新規設置、並びに多国間会議等開催のための国際会議室を常設する。
デジタル庁	約 900㎡	使用承認 （業務継続）	令和3年度中	【業務の継続】 これまで総務省が行っていた情報システムに関する業務をデジタル庁が継続して行うものであり、デジタル庁の発足に合わせ、総務省から同庁に使用承認を行う。
合計	約 1,520㎡			

（注）今回使用調整計画を策定する部分以外の約790㎡（使用調整対象面積2,310㎡－1,520㎡）については、総務省、内閣官房（デジタル庁）との調整を継続中であり、今後、使用調整計画の策定を予定。

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）
（昭和三十二年法律第百十五号）

（用語の定義）

第二条 （略）

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政財産のうち国の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその
附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）

二 国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途
の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

（庁舎等使用調整計画）

第四条 財務大臣は、第三条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合又は庁舎等
について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を
行った場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、庁舎等の使用調整に関す
る計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知し
なければならない。

2～3 （略）

4 財務大臣は、第一項及び第二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、
あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。

5～7 （略）